

## ●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

### (仮称)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る公園の構造の基準に関する条例

#### 1. 条例の趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(昭和18年法律第91号)の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

#### 2. 国(政令及び省令)の基準並びに北広島市の考え方

項目	基準の内容	
	国の基準(参酌すべき基準)	市の考え方
一時使用目的の特定公園施設	災害等のため一時使用する特定公園施設の移動等円滑化基準の適用除外	国の基準どおり
園路及び広場	出入口 幅は120cm以上とする(やむを得ない場合は90cm以上)	原則、国の基準どおり ※幅は180cm以上とする
	通路 幅は180cm以上とする(やむを得ない場合は120cm以上) 縦断勾配は5%以下とする(やむを得ない場合は8%以下) 横断勾配は1%以下とする(やむを得ない場合は2%以下)	国の基準どおり
	階段 手すりが両側に設けられていること 回り段がないこと	国の基準どおり
	傾斜路 幅は120cm以上とする(階段又は段に併設する場合は90cm以上) 縦断勾配は8%以下とする 踊場を設ける高低差は75cmとする	原則、国の基準どおり ※幅は150cm以上とする(階段又は段に併設する場合は120cm以上) ※踊場を設ける高低差は50cmとする
屋根付広場	出入口の幅は120cm以上とする(やむを得ない場合は80cm以上)	国の基準どおり
休憩所及び管理事務所	出入口の幅は120cm以上とする(やむを得ない場合は80cm以上)	国の基準どおり

項目	基準の内容	
	国の基準（参酌すべき基準）	市の考え方
野外劇場及び 野外音楽堂	出入口の幅は120cm以上とする（やむを得ない場合は80cm以上）	国の基準どおり
駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅は350cm以上とする	国の基準どおり
便所	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること	国の基準どおり
	出入口の幅は80cm以上とする	国の基準どおり
	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所が設けられていることを表示する標識が設けられていること	国の基準どおり
水飲場及び手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない	国の基準どおり
掲示板及び標識	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること	国の基準どおり
	当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること	国の基準どおり
上記以外		国の基準どおり

◆ ※印については国の基準に対して、北広島市福祉環境整備要綱との整合を図ったものである。

### 3. これまでの経過及び今後のスケジュール

平成24年7月	第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年8月	第2回庁内検討委員会開催
平成24年9月	第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年10月	第3回庁内検討委員会開催
平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

### 4. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線765）